

## 平成 23 年度事業計画

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 24 年 3 月 31 日

### I 芸術文化事業

県民にすぐれた舞台芸術の鑑賞・活動機会を提供し、本県における芸術文化の振興を図る。

#### 1 松竹大歌舞伎公演事業 13,209 千円

代表的古典芸能である歌舞伎を、低料金で手軽に鑑賞できる貴重な機会として、毎年継続実施しているものであり、愛好者の期待に応えるとともに、若い人々や新たな客層への普及拡大を図る。

#### 2 コンテンポラリー・ダンス事業 1,663 千円

愛媛大学の牛山教授と松山大学ダンス部の大野監督をアドバイザーとし、両大学のダンス部員を講師として、東中南予において高校生を対象にワークショップを実施し、ダンスのレベルアップを図るとともに新しい作品を共同制作する。また、ひめぎんホールにおいて作品を発表する。

#### 3 歌舞伎鑑賞講座開催事業

##### ①「歌舞伎鑑賞の勘所」654 千円

古典芸能に精通した葛西聖司氏（元 NHK アナウンサー）を講師に招き、当該年度の松竹大歌舞伎の演目を題材に、事前に見所や鑑賞のポイントを解説してもらうことで観客の鑑賞力を高める。

今年度も、東予・中予・南予の 3 会場とする。

##### ②「歌舞伎を知る」51 千円

県内の高校生を対象に歌舞伎の基礎知識や鑑賞方法を学ぶ講座を開催し、若い人々への歌舞伎の普及拡大を図る。

#### 4 ファミリーコンサート「おんがく de あそぼ」開催事業 1,852 千円

県内在住の音楽家と協働して親子で楽しめるコンサートを開催し、子どもたちが音楽に興味をもつ初めの一步とするとともに子育て中のお母さん方を応援する。

5 落語鑑賞事業 200 千円

一流の落語家による公演を手頃な料金で楽しめる場を設けることにより、伝統芸能である落語の普及拡大を図る。平成 23 年度は春風亭小朝独演会を開催する。

II 芸術文化支援事業

県民の芸術文化活動を支援し、本県における芸術文化の振興を図る。

1 芸術文化共催事業【公募型】 104 千円

愛媛県県民文化会館で実施する舞台芸術公演及びワークショップ等のうち、県民ニーズの高いものなどを当財団との共催事業として選定し、会場使用料を免除することにより事業の実施を支援し、本県における芸術文化の発展に寄与する。

2 芸術文化共催事業【指定型】

愛媛県が文化施策として平成 13 年度～15 年度にかけて取り組んできた県民によるオペラ上演による地域の芸術文化の育成事業を引き継いで発足した「オペラえひめ」を支援する。

3 文化活動活性化支援事業 3,852 千円

県内のアマチュア文化団体の自主的・創造的な文化活動に助成することにより、県民の文化活動の活性化を図る。(補助率：自己負担金の 2 分の 1 以内、限度額：25 万円)

4 愛媛オペラ 2010 関連団体活動助成事業(仮) 9,310 千円

愛媛オペラ 2010「ラ・ボエーム」に協力いただいたオペラ関係団体に対し助成を行い、その活動を支援することにより、各団体活動の活性化及び本県オペラの一層の振興を図る。

III 文化振興事業

県民の文化意識の高揚を図り、本県文化の向上発展に寄与するために、地域に根ざした魅力ある文化事業を推進する。

1 機関誌「文化愛媛」刊行事業 3,730 千円

郷土に関する総合文化誌として、県民が興味を持って読める機関誌「文化愛媛」を 2 回刊行する。

印刷 各 1,300 部

2 文化講座開催事業 652 千円

団塊の世代の退職などにより、文化的な学習に対する意欲の高い熟年層が増大していることに鑑み、専門性の高い講座や地域の歴史・特性を生かした講座など、当財団ならではの文化講座を開催する。

- ・文学講座
- ・現代詩講座
- ・古典講座
- ・歌舞伎講座
- ・道後学講座

3 えひめブックス刊行事業 2,315 千円

郷土の文化や風土に根ざした文化史・生活史が展望できる叢書「えひめブックス」をこれまで26冊刊行してきた。今年度は新刊を刊行する。

IV 施設管理事業

県民文化の創造の場としての会館の基本理念に基づき、会館の有効活用と適切な管理運営を図る。

1 愛媛県県民文化会館及び別館の管理運営 278,475 千円（人件費を除く）

県民文化会館の指定管理者として、会館施設の適正な維持管理に努めるとともに、新設の多目的室を含めた会館の利用促進を図る。

2 利用者支援事業 906 千円

別館の駐車場及びコピー機等のサービスを提供し、会館利用者の利便性を高める。

V ホールイベントプランナー設置事業（愛媛県委託事業） 14,143 千円

県民文化会館を利用した文化事業等を企画立案し、県内芸術団体や民間企業等に対し、事業の提案や実施支援を行うとともに、会館利用の働きかけや利用についての助言・指導等を行うホールイベントプランナーを設置することにより、会館への新たなニーズを創出し、より一層の利用促進を図る。（平成21年度より実施）